

第565回 広島地方最低賃金審議会 資料目次

資料 No. 1	異議申し立て書 (ヒロシマ労連)	P. 1
資料 No. 2	2025年度広島県地方最低賃金の改正に関わる異議申出書 (広島合同労働組合)	P. 4
資料 No. 3	2025年広島県地方最低賃金の改定に対する異議申出 (広島県労働組合総連合)	P. 6
資料 No. 4	2025年度広島県最低賃金答申に関する異議申し立て (大内 理枝)	P. 8
資料 No. 5	広島県最低賃金審議会答申に対する異議申し出書 広島県労働組合連絡協議会	P. 9
資料 No. 6	2025年広島県地方最低賃金改定に対する異議申出 広島合同労組生協ひろしまパート支部	P. 12

2025. 9. 4

広島労働局
局長 小沼 宏治 様

三宅 敏明
(ヒロシマ労連)

異議申し立て書

広島県最低賃金額は 1085 円では低すぎます。中央最低賃金審議会の目安額 63 円+2 円=65 円の引き上げで時間単価 1085 円は不十分です。最低生計費を基に計算すると月の手取りで 20 万円超なければ普通の暮らしはできません。時給 1085 円では月に 20 万円未満で越えません。時給 1085 円とするとした答申については現在の非正規職員、シングルマザー等最低賃金ぎりぎり働く労働者にとっては不十分で人間らしい生活を送ることができません。再審議を求めます。

広島県の最低賃金を熱心な議論をされ決定されたことに対し心より敬意を表します。

私たち広島県内の労働者は、本審議会を注目していました。それは私たち労働者の生活の質や労働時間を決める死活的な問題だからです。私たちは本審議会に次の事を要望していました。

- ①最低賃金は最低生計費を基準に決めてください。
- ②人間らしい生活を送るため時間単価を今すぐ1500円に、そして1700円にしてください
- ③地方による最賃格差を無くするため、あらゆる努力をしてください。
- ④労働力人口の流出をなくするため、最低賃金全国一律制にしてください。
- ⑤中小企業の経営を守るため県や国へ直接支援を働きかけてください。
- ⑥女性の声を活かす審議会にしてください。

以上6点を要望していました。

ここ数年、広島県地方審議会で独自の積み上げがなかったにもかかわらず本年は2円上げていただいたことは、私たちの声を聞いてくださり感謝申し上げます。

以下 意見を申し上げます。

1)私は、65円の引き上げを熱心な討論で引上げていただいたことは評価します。が、日本の実質賃金は 2024 年で前年比 0.5%減、3 年連続マイナスとなり、2025 年 4 月の毎月勤労統計調査(速報)でも、前年同月 1.8%減、4 カ月連続のマイナスですし、5 月の速報値でも 5 カ月連続マイナスだと報道されました。この様に物価上昇に賃金が追いついていないことが明白であるに

もかわらず65円引き上げでは足りません。最低生計費を基礎にして再検討をしていただきたいと考えます。月、手取り20万円は必要です。しかし時間単価1085円では月に20万円の手取りを得ることは困難です。生活できる賃金にしてください。

2) 私たちの全国組織の全労連調査でも明らかなように最低生計費を基準にするといくら少なくても時給1500円は必要です。それに見合う最低賃金を議論するため再審議してください。

3) 「国が決めた目安額ではなく時代に合わせるべきだ。徳島の県民所得は全国でも上位なのにこの実態に合わない。県民の実態や暮らしの中身から最賃を設定していくという考え方が必要だ」との後藤田県知事の意見は傾聴に値します。「徳島の看護師さんが兵庫県の淡路島で働くと時給が72円違う、診療報酬は同じなのに隣県が大都市の地域は危機感を持たなければならない。」(2024年)とも語りました。県民の暮らしと県内の経済の発展に責任を持つ知事としての発言は当然です。「安い賃金では人材を確保することはできない。若者が地域に定着するよう雇用や産業などをわかっている地方の声を意思決定プロセスに反映してほしい」と知事が言及しています。このような地方と都市部の賃金格差を無くすことが喫緊の課題です。法律を全国一律制に改正し矛盾をなくことが急がれます。

4) 中小企業の経営者に直接的な支援が求められます。

労働者の賃金を上げた中小企業には「財政支援」をすべきです。社会保険料の事業主負担の軽減、中小企業をバックアップする施策など直ちに行うべきです。広島県や国に貴審議会の名前で働きかけてください。

5) 広島地方最低賃金審議会の公平・公正・公開を求めます。

生活が苦しく困っている労働者の声を聞いてください。最低賃金近傍で働いている労働者の生活実態を議論するため委員として選出してください。そして審議会をオープンにしてすべての県民に公開してください。最低賃金は県内の労働者一人ひとりの生活に関わる死活問題なので密室で隠れて議論するのでは誤解を生みます。県民にひらかれた公開の場で正々堂々と議論し、どの意見が民主的か労働者目線に立っているか、自由闊達な議論を展開し県民に判断を求めてください。そのためにもシングルマザー、女性労働者を委員として選出すべきだと考えます。現行では経営者側も労働者側も女性を排除しているので21世紀の時代にもG7サミットを行った広島県

のトレンドしても国際的に見ても全くふさわしくありません。広島県最低賃金審議会として女性の意見を展開させるためにも半数以上の女性委員と交代させましょう。そうでなければいつまで女性を差別し排除するのかと批判を受け続けることとなります。

2025 年 8月 22 日

広島労働局長 小沼 宏治 様

異議申出団体 広島合同労働組合

書記長 門田勇人

住所 広島市東区光町 2-9-24-303

電話 082-568-5835

2025 年度広島県地方最低賃金の改正に関わる異議申出書

広島地方最低賃金審議会は、8月18日、広島県最低賃金を65円引き上げ、「時間額1085円」に改正することが適当である旨の答申を広島労働局長に行いました。これに対し最低賃金法及び同法施行規則に基づき、異議申出書を提出し、再度地方最賃審に諮問されることを申し出ます。

記

I. 異議の趣旨

- (1) 「答申」の最低賃金額は、各県の答申であることから、「全国一律最低賃金」が適当であると考えます。
- (2) 「答申」の中で、非正規労働者の時間調整の対策について、十分な対応が示されていません。
- (3) 賃金引き上げのための支援策(業務改善助成金など)の抜本的な対策が示されていません。

II. 異議の概要

1、各県の最低賃金制度はすでに破綻しています

都道府県単位での最低賃金はすでに破綻しているといえます。

現行(2024年度改正)の広島県の最低賃金は1020円、山口県の最低賃金は979円です。ある企業の同一職種の採用時給は、大竹市では1150円、岩国市では1000円と、150円の差があります。月150時間で計算をすると月額 22,500 円の差となります。この差は、3要素である「事業の賃金支払い能力」や「労働者の生計費」でこの差を説明することはできず、できるとすれば「類似の賃金」です。逆に考えると、最低賃金の差が、地域間格差を生んでいるともいえます。

鳥取県では中央審議会の答申を 9 円上回る 73 円の引き上げが答申されるなど、全国各地で、中央の答申を大きく上回る答申も出されています。近い将来「全国一律制」にすることを、国に対して求めてください。

2、「年収の壁」の対策が必要です

非正規雇用労働者の配偶者(一般的には妻・女性)にとって、賃金引き上げは、年末に向けて、大きな壁とのたたかいでもあります。

年収が、①100万円を超えると超えた部分に住民税がかかり、②103万円をこえると所得税が超えた分に対してかかり、③企業によっては、106万円を超えると3号が外れ2号の社会保険被保険者になり、④130万円を超えると場合によっては社会保険第一号被保険者となり、約19万円負担が増え、⑤150万円を超えると夫の配偶者控除等がなくなり、約7万円の負担が夫の収入にかかってきます。さらに、夫の会社の家族手当の基準が103万円や130万円であることも多く、⑤

それを超えると家族手当がなくなります(月額3万円だと36万円の減少)。

上記が現存する中、何の対策をうたないまま今年の年末に突入すると、11月・12月で多くの非正規雇用労働者は、出勤調整をし、職場は人手不足でたいへんなことになります。国に対して、緊急の対策、長期的な対策を求めてください。

3、中小企業・小規模事業者等が賃上げしやすい環境整備について

答申の中で、この点について触れてあることは評価するものの、現行の業務改善助成金のみでは不十分といえます。私は、2024年「業務改善助成金」を申請し、支給されましたが、その中で感じたいくつかの問題点を指摘します。

- ① 助成金は、現金そのものの支給ではなく、設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度をいうしぼりがあります。そして、前年に比べて3ポイント以上利益率が下がっている場合以外は、パソコンなどの導入が認められませんでした。一般的なパソコンソフトは認められましたが、「ZOOM」契約は認められませんでした。対象が絞られたことにより、60万円までの助成上限額でしたが、約10万円の申請に留まりました。助成対象の「設備投資内容」を大幅に緩和すべきです。
- ② 助成金の助成率は4分の3であり、4分の1は企業負担となります。上記申請でも約7万5000円が助成されましたが、約2万5000円は事業所の負担となりました。

100%の助成でないと、零細企業は申請を躊躇すると思います。

- ③ 引き上げは、最低賃金引き上げまでに行わないと助成されません。昨年は10月1日でしたので9月末までの申請が必要でした。

今年の場合11月1日予定ですので、10月中に申請を終了しなければなりません。小規模事業者が対応しようと思うと時間と手間がかかることから、早めの周知(すでにホームページには掲載されていますが)と、細かい対応が必要です。

業務改善助成金の大幅な改善を行なうことを国に求めてください。

最低賃金全国一律制や、最低賃金引き上げのための対策を国は行う必要があり、そのことに対して、広島地方最低賃金審議会は補足の意見を述べ、広島労働局はそのことを国に伝えることを求めます。

以 上

2025年 8月22日

広島労働局長 小沼 宏治 様

異議申出団体 広島県労働組合総連合
議長 神部 泰

住所 広島市東区光町 2-9-24-205

電話 082-262-1550

2025 年広島県地方最低賃金の改定に対する異議申出

広島地方最低賃金審議会は令和7年8月18日、広島県労働局長に対して「広島県最低賃金について時間額1,020円を65円引き上げて1,085円に改正する。発効日は11月1日とする。」旨の答申を行いました。

この間の物価高騰などの影響を強く受け、労働者の生活は圧迫されています。これまでの審議の経過から、最低賃金を上げる必要性、地域格差の拡大が問題であること、中小企業支援の必要性は、労使とも一致している内容です。今回示された答申は私たちの全労連の仲間が全国で行った最低生計費調査で示した『今すぐ1500円』からもかけ離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には全く届いていません。また政府が掲げた目標の「2020年代に1,500円を実現する」のに必要な年7.3%の引き上げにも及ばない水準であり極めて不満な内容と言わざるを得ません。

しかしながら、中央審議会の目安をたとえ2円といえども上回ったことは大いに評価したいと思います。発効日については、従来の10月1日から11月1日に変更になったことは極めて不満です。従来通りの発効日を強く求めます。合わせてどのような審議経過でこのような答申になったのか、審議経過の内容の情報公開を求めます。

審議会は答申で、中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように原資の確保、現在の『業務改善助成金』制度をより充実させるとともに、価格転嫁対策で労働者の賃上げが確保できる取り組みやその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うことなど、他省庁との連携を「政府に強く要望」しています。さらには、中小企業対策として、審議会から国に対して「中小・零細企業に対しての抜本的な支援策（社会保険料減免など）」の提起を行っていただくことを求めます。広島県の人口流失と人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、中小零細企業の支援により、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げを実現することが決定的に重要です。

以上の点から、今回の答申について下記の異議を申し立てます。

記

1. 広島県最低賃金額を目安+2円の65円引き上げ、1085円とするとした答申については現在の非正規職員等最低賃金近傍ではたらく労働者にとっては不十分です。再審議を求めます。
2. 答申の建議にこたえて、政府・厚生労働省・関係各機関で有効な中小企業・小規模事業所の支援策をさらに強化・充実させ、さらに、社会保険料企業負担分の減免などの対策を明確にしたうえで再審議してください。

3. 審議会資料については、今年愛知県で採用された地域ごとの最低生計費も議論し、署名で要望した最低賃金の地域間格差の解消、全国一律最低賃金制などを展望し、広島の最低賃金額を、生計維持にふさわしい額に引き上げてください。
4. 発効日については、最低賃金の改定が生活反映できるようこれまでの10月1日を求めます。
5. 最低賃金審議会・専門部会ともに公開が原則です。委員の任命は「半数は女性の委員にする」ことなども含めて、今後も更に公正で開かれた審議会と審議を求めます。

以 上

2025 年 8 月 30 日

広島労働局長様

氏名 大内 理枝

住所

2025 年度広島県最低賃金答申に関する異議申し立て

最低賃金の引き上げは未来を担う若者や高齢者、障がい者等全ての人々に賃金上昇をもたらし「安心して暮らせる社会」の実現をもたらすものです。

中央最低賃金審議会は 8 月 4 日、2025 年度の最低賃金について、全国加重平均を 63 円（6.0%）引き上げる目安とすることを受け広島県最低賃金審議会では 65 円引き上げ 1,085 円としましたが、全国平均 1,118 円（前年度 1,055 円）には満たないものです。私たちが求めてきた要求からも、政府目標の「2020 年代に 1,500 円を実現する」のに必要な年 7.3%の引き上げにも及ばない低水準であり極めて不服に思います。

私たちは、最低賃金の 2025 年度改定を審議する最低賃金審議会に向けて「今すぐ全国一律 1,500 円以上の実現、1,700 円をめざすよう」求めています。石破政権は、最低賃金を「2020 年代に平均 1,500 円にする」としましたが、「5 年後では遅すぎる」いますぐ 1,500 円を実現するように重ねて求めてきました。

最低賃金審議会での審議が始まっている。審議会では、データ重視といいながら、生計費について根拠不明な「標準生計費」しか示されておらず、私達が調査した最低生計費試算調査も活用していただきたい。新潟では新潟県労連が調査結果を説明、愛知では正式資料として全国初採用された。秋田県労連からは「この一年、時給 951 円の全国最下位で悲しく、辛い思いをしてきたが、これが他県になれば良いという問題ではない」と地域別最低賃金の問題点を鋭く指摘する声が届けられています。徳島、京都では、大学生が「低賃金でバイト漬け。勉強する時間がない。」と意見陳述を行いました。

今回の目安では、労働者全体の実質の賃金底上げにつながらず。賃金を抑制し、低賃金の非正規雇用を増やしす流れから脱出するものになっていません。せめて 1100 円を超える引きあげを求めます。また、大幅な引き上げの実現のため中小、零細企業への支援を十分行う事を要請します。

以上

2025 年 9 月 1 日

広島労働局
労働局長 小沼 宏治 様

広島県労働組合連絡協議会
議長 池上 文夫
広島市東区二葉の里 1-3-16
Tel/fax 082-264-2310

広島県最低賃金審議会答申に対する異議申し出書

本年 8 月 18 日、広島地方最低賃金審議会は、広島労働局長に対して、時間額 1085 円とする答申しました。また、効力発生日は、本年 11 月 1 日となる予定として公示しました。これらの公示内容についての異議申し出は、以下のとおりです。

1. 8 月 18 日、広島地方最低賃金審議会は、広島労働局長に対して、時間額 1085 円とする答申をしました。1 日 8 時間、月 22 日就労するとして月額賃金は、190,960 円になります。年収約 229 万円です。これは賃金の総額であって、社会保険料などが控除されれば手取り額は、15 万円程度になります。さらにここから住居費などの生活費を除けば、最低賃金法 1 条の「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」を満足させるものではありません。広島地方最低賃金部会での審議では、議事要旨などを読み取る限り、「食料品(気象に大きく左右される生鮮食品を除いたもの)及び光熱水道費について、大幅に上回る上昇がみられるなど、引き続き、最低賃金近傍の労働者に与える影響が懸念される。」という賃金部会長の認識や「食料品(気象に大きく左右される生鮮食品を除いたもの)及び光熱水道費について、大幅に上回る上昇がみられるな

ど、引き続き、最低賃金近傍の労働者に与える影響が懸念される。」という賃金部会長の認識がありながらも労働者の生活実態を検討することが不十分と言わざるを得ません。また、本年の引き上げ額が、目安額に2円が加算されたことは、例年目安額通りの改訂であったことから考えると評価できると思いますが、依然として加重平均額1,118円からは遠い数値です。

以上のことから、時間額1,500円が妥当と言えます。

2. 現在の物価高に見合う最低賃金の改定を行わせる際に重要な観点として労働者の生活実態に合わせた改訂こそが求められています。

最低賃金審議会に於いて議論されていた消費者物価は「持ち家の帰属家賃を除く総合」指数とされていましたが、より生活実態に合わせた「基礎的支出項目」と「頻繁に購入する品目」の物価指数にすること、また生計費についても「基礎的支出項目」にすることを求めます。労働者の生活実態とかけ離れた引き上げ率などの数字にこだわるべきではありません。

貧困と格差拡大が社会問題となる中で、中小企業労働者や非正規雇用労働者をはじめとする低賃金労働者の待遇改善が絶対に必要です。時給1,500円となれば、かつて政府が目指していた年間労働時間である1,800時間働けば、年収は270万円となり、ワーキングプアからようやく脱出することができます。

また、現在都道府県毎に決められている最低賃金を全国一律1,500円以上とすることを求めます。多くの時給労働者をスタッフ最低賃金の地域間格差により、労働力人口が都市へと集中し、金額の低い地域に於いては一層の高齢化や過疎化が進んでいます。こうした実態を解消するためにも「誰でもどこでも1500円以上」の最低賃金を求めます。

3. 専門部会で公益案として「発行日を11月1日」とすることが提示されました。その理由の1つとして「最低賃金改定に必要な賃金原資が増大していることへの対応等への意見」があったことを挙げています。しかしながら中央審議会の「最低賃金書いての目安について」（2025年8月4日）で地域別最低賃金の発行日について「10月1日などの早い段階で発行すべき」としています。また、「売上高経常利益率などの賃金支払い能力に関する項目が改善傾向にある」との認識を明らかにしています。確かに、「本年度の広島県最低賃金の改

正が賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくない中、中小企業・小規模事業所に与える影響は例年要も大きい」（広島県最低賃金の改正決定に関する報告書）いことは、理解するところですが、だからといって改定日を11月1日にすることの理由にはなりません。最賃近傍で働く労働者にとっては、10月176時間働くとして改定日が1カ月遅れることによって11,440円の不利益が発生します。改定日を11月1日にすることの技能実習生、特定技能労働者を含む最賃近傍で働く労働者への影響は大きいです。最低賃金改定の効力日は、10月1日にすべきです。

4. 実質的な審議が行われる小委員会をはじめ、全審議会を完全に公開することを求めます。

最低賃金審議会の審議の中心は現状では実質的な金額審議が行われる小委員会です。審議は中央最低賃金審議会運営規定第6条によれば「原則として公開」のはずであり、非公開は例外的事例です。しかし例外的事例が、審議の中心的内容すべてに適用されています。実際、審議会が、非公開である実態があります。広島県最低賃金審議会も同様です。一方で、最低賃金審議を完全公開している地方最低賃金審議会があることも事実です。

ワーキングプアや、貧困が問題にされている中で、最低賃金引き上げは大きな社会的注目を集めています。最低賃金審議を公開し、大いに論議し、今日、要求されている最低賃金の水準、社会的に意味ある最低賃金制度とは何か、そのためには現行制度の何をあらためるべきか、などを発信していくことが求められています。審議を公開すれば、様々な意見が関係者から寄せられ社会的関心も高まり、制度改善にむけた社会的力も形成されるはずです。

密室審議の時代は終わりつつあります。貧困が拡大し最低賃金の大幅引き上げが社会的に要求されている中で、審議の公開は必然です。審議の完全公開を強く求めます。

以上

2025 年 9 月 2 日

広島労働局長 殿

広島合同労組生協ひろしまパート支部
書記局長 田頭 奈美江

2025 年広島県地方最低賃金改定に対する異議申出

1. 趣旨

広島地方最低賃金審議会 8 月 18 日、2025 年度の広島県最低賃金について 65 円の引き上げを答申しました。中央最低賃金審議会の目安を 2 円上回り、過去最高の引き上げ金額になった点について、審議会の努力に敬意を示します。しかし、発効日が従来から 1 ヶ月も遅い 11 月 1 日に変更されたことは大変遺憾であり、今回の答申について意義を申し立てます。

2. 理由

広島県では今回の答申により最低時給が 1020 円から 1085 円となります。多くの県が中央最低審議会の目安額を上回る答申をおこなう中、広島県でも実に 10 年ぶりのプラスの答申となりました。昨年、中国地方でも島根、鳥取、山口県にプラスの答申が出た際には、目安通りの形だけの審議ではなく、県民の暮らしを考えた真剣な議論と中国地方の中核都市を有する広島県だからこそ最低賃金の大幅引き上げを牽引する役割の必要性を訴え、また、自治体要請に出向いた際にも、繰り返し県や議会にお伝えしてきました。今回のプラス 2 円の答申は、私たちの運動と世論の広がりから作り出された労使間の認識の一致であったと考えます。

しかし、政府目標とされている「2020 年代に平均 1,500 円」を実現するためには、毎年 7.3%の引き上げが必要であり、今年度の 6.4%の引き上げでは、目標に及ばない低い水準となっています。また、全労連の行っている「最低生活費調査」でも人ひとりが当たり前に暮らして行くために必要な額は月額 1,800～1,900 円との結果が出ています。このことから、広島県の最低時給 1,085 円では憲法 25 条が保障する「健康で文化的な最低限の生活」とかけ離れたところにあることは明白です。

また、発行日に関して、11 月 1 日になったことは、大変遺憾です。今まで最低賃金の引き上げは 10 月 1 日からと信じていたことが、簡単に覆されてしまいました。65 円といえども、月 140 時間の労働で得られる賃金は 9,100 円、約 1 万円近くになり、時給者にとっては大きな損失です。専門部会の審議が公開されていないことで、私たちは発効日が遅れる事について労使間でどのようなやりとりがあったのか、最終的に何を持って発効日を遅らす決断に至ったのか、その経緯や内容を知ることができず不安と不信感を抱いています。従来通りの 10 月 1 日に発行日を戻すとともに、密室での協議を辞めて審議内容の公開と今後の専門部会の傍聴を強く求めます。

記録的猛暑のなか、米や野菜などの食料品、電気やガソリンなどのエネルギー価格の高騰とで労働者は健康といのちを削りながら生活しています。特に非正規雇用労働者と言われる最低時給、あるいはその近傍で働く時給者は企業内での賃金上昇(ベア)の恩恵を受けにくい傾向があり、時給者にとっては最低賃金の引き上げが暮らしといのちに直結する「頼みの綱」でもあります。最低賃金はなんとか生活がくれるだけの最低限のセーフティネットではなく「当たり前の暮らしといのち」人間が人間らしく生きることを保障するものではなくてはなりません。

最低賃金引き上げ額と発効日の再審議を求めます。

以上。